

今回の災害で被害を受けた人を対象とした、主な支援制度をお知らせします。
詳しくは、担当課にお問い合わせください。

はじめに 支援を受けるには「り災証明書」が必要です

被災者が、資金の貸付や給付、現物支給などの支援を受ける手順は次のようになります。

1. 「り災証明書」の発行を受ける

住宅の被害状況を確認するための証明書です。窓口は市役所1階市民課（☎52-2117）になります。印鑑をお持ちください。

2. り災証明書の「建物被害」欄を確認

被害状況に応じて、「○印」が付いた支援が受けられます。区分は右表を、制度の内容は下記をご覧ください。

	全壊 (流出)	大規模 半壊	半壊	一部破損 床上浸水	その他
①被災者生活再建支援制度	○	○			
②災害援護資金の貸付	○	○	○		
③住宅の応急修理 ※応急仮設住宅などに入居していない方	○	○	○		
④生活必需品の給与	○	○	○	○	
⑤生活福祉資金制度の貸付(福祉費)	○	○	○	○	○

1 被災者生活再建支援制度

☎社会福祉課 ☎52-2119

内容…支援金

被災した世帯に支援金を支給します。支給額は次の2つの合計額になります。

※世帯人数が1人の場合は、3/4の金額になります

■基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

- 支給額…①全壊など 100万円
- ②大規模半壊 50万円

■加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

- 支給額…①建設・購入 200万円
- ②補修 100万円
- ③賃貸（公営住宅を除く）50万円

【例】全壊し、新たに住宅を建設・購入する場合は300万円を支給（基礎100万円+加算200万円=300万円）

【活用できる人】

全壊（流出）	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水	その他
--------	-------	----	-----------	-----

【申請期間】

支援金の種類によって異なります。2つの支援金を受けるには、①の期間で申請ください。

- ①基礎支援金…被災後1年1カ月以内
- ②加算支援金…被災後3年1カ月以内

2 災害援護資金

☎社会福祉課 ☎52-2119

内容…資金貸付

生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

限 度 額	■世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	
	①負傷のみ	150万円
②家財の1/3以上の損害	250万円	
③住居の半壊	270万円	
④住居の全壊	350万円	
限 度 額	■世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	
	①家財の1/3以上の損害	150万円
	②住居の半壊	170万円
	③住居の全壊（④を除く）	250万円
④住居全体の滅失、流出	350万円	

【活用できる人】

全壊（流出）	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水	その他
--------	-------	----	-----------	-----

※ただし所得制限があります。金額は市民税における平成21年の総所得金額です ◆世帯人員1人…220万円◆世帯人員2人…430万円◆世帯人員3人…620万円◆世帯人員4人…730万円◆世帯人員5人以上…5人目から1人30万円を加算。ただし住居が滅失した場合は1,270万円

【申請期間】

6月30日（木）まで

3 住宅の応急修理

☎社会福祉課 ☎52-2119

内容…修理代行

自ら修理するのが困難な世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

修理は、久慈市が業者に委託して実施します。

■修理限度額

- 1世帯あたり52万円
- ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合でも1世帯とみなされます

【活用できる人】

全壊（流出）	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水	その他
--------	-------	----	-----------	-----

※ただし応急仮設住宅などに入居していない方

【申請期間】

被災後1カ月以内。予定のある方は速やかにお問い合わせください。

5 生活福祉資金制度の貸付（福祉費）

☎久慈市社会福祉協議会 ☎53-3880

内容…資金貸付

被災したことで、臨時に必要なとなった費用を貸し付けます。

■福祉費の限度額など

限度額	利率	据置期間	償還期間
150万円	保証人あり…無利子 保証人なし…年1.5%	6カ月以内	7年以内 (目安)

【活用できる人】

全壊（流出）	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水	その他
--------	-------	----	-----------	-----

4 生活必需品の給与

☎社会福祉課 ☎52-2119

内容…現物支給

住宅の損壊、浸水など、災害で生活上必要な衣類、寝具、その他日用品などを失ったり、損害を受けた場合に、日常生活を営むのに最小限必要なものを給与します。

【例】対象となる物…衣類、布団、調理器具、炊飯器、食器、暖房器具など

ただし、災害により失った物の補償や、見舞品という性格のものではありません。住宅被害の要件を満たしていても、別に保管したものがあつたり、寄贈を受けたりしていれば給与対象外となります。

【活用できる人】

全壊（流出）	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水	その他
--------	-------	----	-----------	-----

「り災証明書」がなくても利用できる貸付制度

■緊急小口資金（特例貸付制度）

災害などで、緊急かつ一時的に生計が困難な場合に貸し付けます。 ※左の生活福祉資金制度の一部です。同制度には通常の貸し付けもあります

限度額	利率	据置期間	償還期間
10万円	無利子	1年以内	2年以内

☎久慈市社会福祉協議会 ☎53-3880

■応急生活貸付資金の貸付 ※保証人が必要 応急的に生活資金が必要な世帯に貸し付けます。

限度額	利率	据置期間	償還期間
5万円	無利子	1年以内	2カ月以内

☎社会福祉課 ☎52-2119

平成23年東北地方太平洋沖地震久慈市地震災害義援金

義援金募集

皆さんの
支援を!!

市では、市内の被災者を支援するための義援金を募集しています。市役所では現金による義援金も受け付けています。皆さん、ご協力をよろしくお願ひします。
☎社会福祉課 ☎52-2119

- 振込先…岩手銀行久慈中央支店／普通預金2057188
- 口座名義…久慈市地震災害義援金
- 受付期間…9月30日（金）まで
- ※備考欄に納入者名を記入。礼状発送のため入金前に社会福祉課へご連絡願ひます